

横手市木造住宅耐震改修等補助事業について

耐震改修工事 ・ 耐震改築工事
に対して100万円(上限)
補助します！



申請期間: 令和4年4月18日(月)～令和4年10月31日(月)

※申請者が多数の場合、期間内でも募集を締め切らせていただくことがあります。

※事業が完了したら速やかに完了報告を提出してください。

なお、令和5年2月28日(火)までに完了報告が提出できない場合は補助対象外となります。

各補助事業の概要について

各補助金交付事業に共通する事項

補助対象住宅について

- ・横手市内に存すること
- ・昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建住宅であること。
(平成12年5月31日までに着工した一定規模以下の増築は認められる場合があります)
- ・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満であること。
- ・構造が在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法のいずれかであること。
(鉄骨造などは対象外となります。) 等

補助対象者について

- ・対象住宅を所有する個人であること
- ・所有者及び同一世帯に属する者が、本市の市税を滞納していないこと 等

木造住宅耐震改修補助

補助金額

- ・改修工事費用の額に23%を乗じて得た金額
(上限100万円)

耐震改修工事

- ・耐震設計により実施する補強工事
- ・一般診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が
1.0未満の住宅を耐震改修後、上部構造評点が
1.0以上となる補強工事

木造住宅耐震改築補助

補助金額

- ・改築工事費用の額に23%を乗じて得た金額
(上限100万円)

耐震改築工事

- ・一般診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が
0.7未満の住宅をすべて除却し、当該住宅が存して
いた敷地内で新たに住宅を建築する工事

※補助金交付申請をお考えの場合は、事前に相談してください。



【問い合わせ先】 横手市建築住宅課

〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号

(平鹿地域振興局庁舎 2階)

TEL: 0182-35-2224

FAX: 0182-32-4029

横手市のホームページもご覧ください

横手市木造住宅耐震改修等補助事業のフロー

